

川崎市消防局からのお知らせ



平成29年4月1日に川崎市内の

火薬類取締法に基づく申請・届出の窓口が、

神奈川県から**川崎市消防局**に変わりました！

今まで神奈川県知事が行っていた火薬類取締法の事務が、指定都市の長に権限移譲されました。

これに伴い、**川崎市内**の火薬類に関する申請・届出等の窓口が、神奈川県から、**川崎市消防局 予防部 危険物課**に変更となりました。

県内では、川崎市のほか、横浜市、相模原市も同様に申請・届出等の窓口となりました。

※ 試験事務や免状の交付事務等、一部、神奈川県が引き続き行っている事務がありますので、事前にご相談ください。

その他主な変更点

川崎市では、申請に必要な手数料は、**現金**でのお支払いとなります。
(横浜市、相模原市につきましては、それぞれの窓口にてご確認ください。)



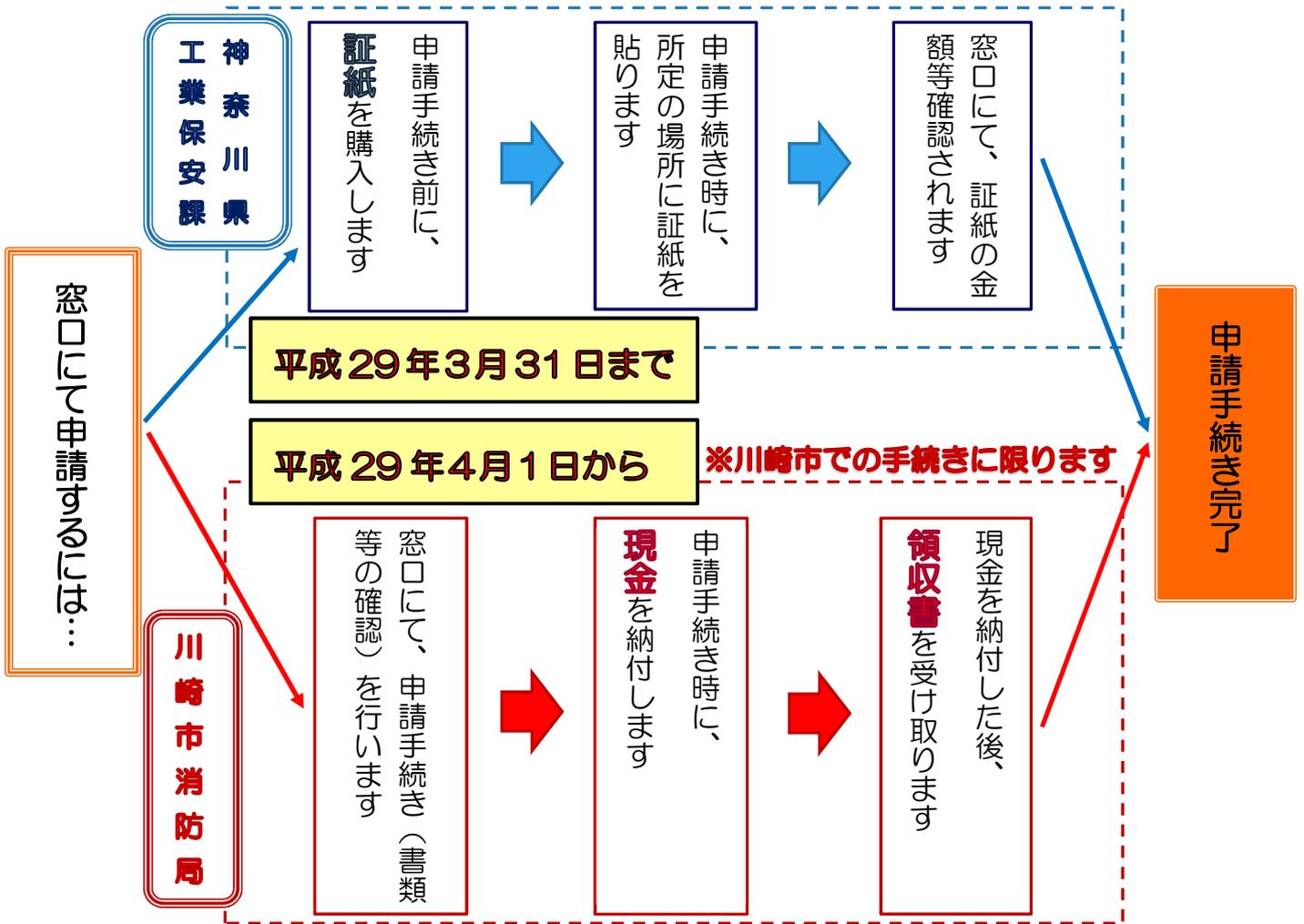
川崎市消防局

イメージキャラクター 太助

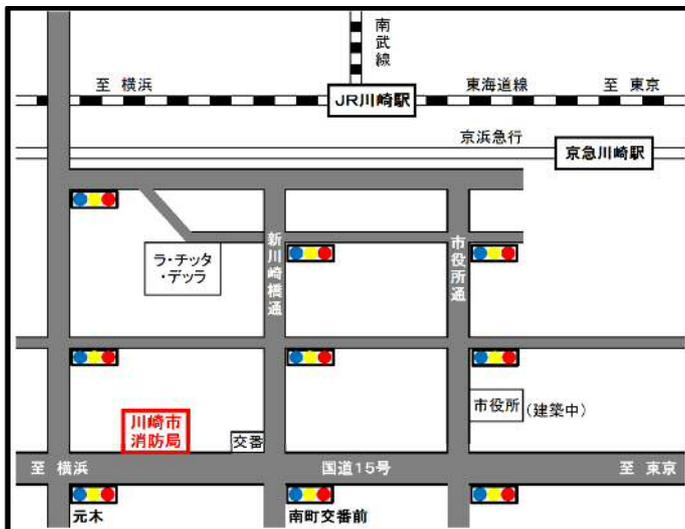
川崎市、横浜市、相模原市域以外の地域につきましては、

これまでのとおり、**神奈川県**が窓口です。

手続き方法(手数料が発生する場合の納付方法)



川崎市消防局のご案内



川崎市消防局予防部危険物課

- 住所：〒210-8565
川崎市川崎区南町 20-7
消防局総合庁舎7階
- 電話：044-223-2756
- メールアドレス
84kiken@city.kawasaki.jp
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）
8時30分～17時15分

※JR川崎駅・京急川崎駅より徒歩約10分のためバスの案内は掲載していません。